

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（46歳）は、妻Bさん（45歳）、長男Cさん（11歳）および長女Dさん（9歳）との4人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えており、その前提として、公的年金制度から支給される遺族給付や障害給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

<Aさんとその家族に関する資料>

(1) Aさん（1977年1月12日生まれ・会社員）

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり（2023年4月までの期間）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険 被保険者期間	
	(48月)	被保険者期間 (241月)
	( 2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円 )	( 2003年4月以後の 平均標準報酬額38万円 )

(2) 妻Bさん（1977年11月22日生まれ・パート従業員）

- ・公的年金加入歴： 20歳から22歳までの大学生であった期間（29月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの10年間（120月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長男Cさん（2011年6月6日生まれ）

(4) 長女Dさん（2013年6月21日生まれ）

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。



《問1》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

- I 「Aさんが現時点（2023年5月28日）において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級（①）に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。子のある配偶者の遺族基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円+子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、第1子・第2子までは1人につき□□□円、第3子以降は1人につき□□□円となります。仮に、Aさんが現時点（2023年5月28日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は、（②）円（2022年度価額）となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます。その年額は（③）円（2022年度価額）となります」
- II 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の年金額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（④）相当額となります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます」

〈語句群〉

- イ. 1級、2級または3級    ロ. 1級または2級    ハ. 3級  
ニ. 48,240    ホ. 60,240    ヘ. 72,240    ト. 927,000    チ. 1,076,200  
リ. 1,225,400    又. 3分の2    ル. 4分の3    ヲ. 5分の4

I 「…『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級(①口1級または2級)に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。…

仮に、Aさんが現時点(2023年5月28日)で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は、(②リ1,225,400)円(2022年度価額)となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます。その年額は(③ホ60,240)円(2022年度価額)となります」

#### ②リ1,225,400円の計算

2023年5月28日時点で長男C(2011年6月6日生)、長女D(2013年6月21日生)ともに18歳未満で一人につき223,800円だから

$$777,800円 + 223,800円 \times 2人 = 1,225,400円$$

#### ③ホ60,240円の計算

$$月額5,020円 \times 12 = 60,240円$$

2023年には月額5,140円に改訂されている。

II 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の年金額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(④ル4分の3)相当額になります。…」

《問2》 Mさんは、Aさんが現時点（2023年5月28日）で死亡した場合に妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額（2022年度価額）を試算した。妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求める下記の＜計算式＞の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞に基づくこととし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜計算式＞

遺族厚生年金の年金額

$$\left( ( \text{①} ) \text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times \square\square\square\text{月} + \square\square\square\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \square\square\square\text{月} \right) \\ \times \frac{300\text{月}}{( \text{②} ) \text{月}} \times \square\square\square = ( \text{③} ) \text{円} \text{ (円未満四捨五入)}$$

20歳

22歳

46歳

国民年金 保険料納付済期間 (27月)	厚生年金保険 被保険者期間 (48月)	厚生年金保険 被保険者期間 (241月)
	( 2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円 )	( 2003年4月以後の 平均標準報酬額38万円 )

$$\left( \text{①}25\text{万円} \times \frac{7.125}{1000} \times 48\text{月} + 38\text{万円} \times \frac{5.481}{1000} \times 241\text{月} \right) \\ \times \frac{300\text{月}}{\text{②}48\text{月} + 241\text{月} = 289\text{月}} \times \frac{3}{4} = 457,357.25\text{円} \rightarrow \text{③}457,357\text{円}$$

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の遺族給付や障害給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各記述において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

- ① 「仮に、Aさんが現時点（2023年5月28日）において死亡した後、長女Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、妻Bさんが65歳に達するまでの間、寡婦年金が支給されます」
- ② 「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級1級と認定されて障害基礎年金を受給することになった場合、その障害基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円×1.5+子の加算額』の算式により算出されませす」
- ③ 「仮に、Aさんが障害を負い、その障害の程度が公的年金制度における障害等級3級と認定されて障害厚生年金を受給することになった場合、その障害厚生年金の年金額に配偶者の加給年金額は加算されませせん」

×① 寡婦年金ではなく、中高齢寡婦加算金

×②  $777,800円 \times 1.25 + 子の加算額$

○③